

総合体育館使用料

1/2

	個 人 利 用			団 体 利 用							
				入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合			
	大人・大学	高校生	小・中学生	スポーツ目的		スポーツ以外		スポーツ目的		スポーツ以外	
	1回につき			1時間につき				1時間につき			
	町内・外問わず			町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
3ヶ月定期	900	600	220		(5割増)	900円×2倍	900円×3倍		(5割増)	900円×2倍	900円×3倍
全館(柔道剣場を除く)				900	1,350	1,800	2,700	1,350	2,030	2,700	4,050
アリーナ	70	40	20	600	900	1,200	1,800	900	1,350	1,800	2,700
トレーニング室	70	40	20	120	180	240	360				
柔 剣 道 場	70	40	20	120	180	240	360				
備 考				※宣伝、展示、即売会等商業活動のために利用する場合は、町内使用料金の10割増とする。							

◆ 白老町スポーツ施設条例施行規則

	減免内容	
	一般利用料	専用利用料
1 町（町が設置する附属機関を含む。）が主催又は共催するとき（後援、協力、協賛を除く。）	全額免除	
2 町内の各種団体が行政活動の協力目的等で施設を利用するとき。		
3 当該施設の指定管理者が主催する事業に当該施設を利用するとき。		
4 町内の保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、専門学校が正規の教育課程又はこれに準じた教育目的で利用するとき。		
5 町が認める町内の小・中学校及び高校生で組織する団体が団体本来の目的で利用するとき。	5割免除	
6 町内会が町内会本来の目的で利用するとき。		
7 町が認める行政活動を補完する団体（自主的な団体は除く。）が団体本来の目的で利用するとき。		
8 町が特に認める福祉関係団体及び専ら社会奉仕を目的に活動している団体が団体本来の目的で利用するとき。		
9 身体障害者手帳（4級以上）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介助者が利用するとき。	5割免除	—
10 町が後援、協力、協賛するとき。	—	2.5割免除
11 町が認める公共的団体及び町民活動団体（福祉関係団体、社会教育団体、まちづくり活動団体）が団体本来の活動目的で利用するとき。	全額又は5割免除	
12 教育長が特に必要と認める事由があるとき。		

総合体育館の利用について(お願い)

当体育施設をご利用いただきありがとうございます。つきましては、下記のとおりご協力されたくお願いいたします。

記

1. 2階観覧席の手すりに横断幕を掛ける際は、**テープで止めず、紐で止めてください**。(手すりの塗装がはがれます)
2. 利用後の床の清掃
 - (1) **使用後**は、コート**のモップ掛け清掃**をお願いいたします。
 - (2) **バトミントン**の場合は、**シャトルコックの羽根拾い**もお願いいたします。
3. ごみの持ち帰り
 - (1) 主催者で処分して下さい。
 - (2) **持ち込んだ**お弁当の空き容器、空き缶、ペットボトルなどは**持ち帰る**ようにお願いいたします。(ゴミ袋はご持参下さい)
4. 当館設置の自動販売機を利用した場合は、備え付けのゴミ箱をご利用して下さい。
 - (1) ラベルとキャップを**分別**して下さい。
5. **利用時間は、清掃を含めた時間**となります。
6. トイレ清掃中は、他のトイレをご利用ください。(清掃の妨げになります)

ご協力をお願いいたします。